

	区分	項目	令和3年9月1日～9月12日の対応
社会福祉協議会	①基本的な対応	1. 職員に関して	①出勤前に自宅で検温を行うとともに、出勤時にも検温を行い、発熱(平熱より1℃以上高い)や風邪の症状が見られた場合は上司に報告し、出勤を自粛する。 ②比較的軽い風邪症状が継続するなどすれば病院にかかり、必要であれば鳥栖保健福祉事務所に連絡し指示に従う。 ③家庭内感染防止の為、家庭内で発熱者等が出た場合は同居家族から隔離する。 ④職員はマスクを着用し、適宜手洗いとアルコールによる手指消毒を行う。 ⑤不特定多数の参加、また緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置対象地域の不要不急のイベント等への職員の参加は極力自粛する。
		2. 社協施設への入館(社協事務所・デイ・南花園・ボラセン共通)	【社協事務所・南花園・ボラセン共通】 ①入館時は、マスクを着用し、入り口にて検温、アルコールでの手指消毒をお願いする。(マスクは各自でご準備していただく。) 【ボラセン】 ②入館簿に氏名、入退館時刻、連絡先を記載していただく。 【社協事務所】 ③入館時に非接触型体温測定器にて体温、顔写真等の記録をさせていただきます。
	②社協法人	1. 社協直営の事業について	①福祉バスの一般利用については、9月12日(日)まで不要不急の町外への運行は自粛する。 ②1密(密閉・密集・密接の何れかに該当)、昼食を挟む行程を回避するようなバス利用をお願いする。 ③福祉バスの乗車定員を大型バス33名→31名、マイクロバス21名→19名に変更する。 ※乗車の際はマスク着用(自前)とし、アルコールでの手指消毒をお願いする。 また、各自、事前に検温など行い体調不良の場合のバス利用はご遠慮いただく。 ※車内での大声による会話、食事、飲酒は厳禁とする。 ※コロナ感染症のまん延状況により、本会の判断により急遽運行を中止をする場合もある。
		2. 社協関連事業について	①1密(密閉・密集・密接の何れかに該当)の回避が困難であると思われるイベント等についてもできる限り自粛をお願いする。
	③デイサービス さわやか	1. 営業について	①令和3年4月1日より事業を休業している。
		※ 営業再開にあたって、 感染拡大の予防策	再開の予定なし
	④南花園	1. 面会、入室について	面会全面中止。(訪問看護・介護等は居室への入室可) ボランティア等受入中止。 9月末まで継続
		2. 入所者の外出について	介護サービス利用・病院受診以外の外出禁止。9月末まで継続
	⑤ボランティア センター	1. 施設利用について	① 屋内(利用制限あり)・屋外利用可とする。 ※ 屋内利用については1密(密閉・密集・密接の何れかに該当)を避け感染拡大予防策を充分に取ったうえでの利用とする。 ②利用人数は15名程度(収容定員の50%)まで、利用時間は事前準備・後片付けまで含め90分以内、飲食等の自粛をお願いする。 ※利用者で、利用前後の机・イス・器具等の消毒及び加湿器の使用をお願いする。 *コロナ感染のまん延状況により、本会の判断にて急遽利用を制限する場合もある。
		2. 事業について	密の回避が困難と思える事業は中止又は延期します。 *コロナ感染のまん延状況により、本会の判断にて急遽利用を制限する場合もある。